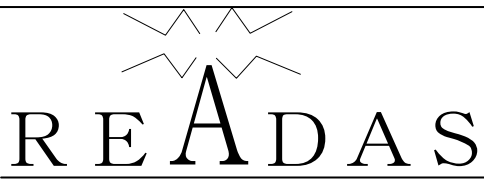


第 4605 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 6日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税務調査の事前通知がされない場合

Q：税務調査の事前通知がされない場合が明らかになったそうですが、どんな場合なんですか？

A：次の場合には事前通知がなされません。

【解説】

平成23年12月に国税通則法が改正され、税務調査の手続きが法令で明確にされました。

実地調査をする場合には、原則として事前通知がされますが、申告内容や過去の調査結果、事業内容などから、事前通知をすると①違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にする恐れがある場合、②その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合—具体的には次のような場合—には、事前通知が行われないこととなっています。

- ①調査の実施を困難にすることを意図し、逃亡することが合理的に推認できる場合
- ②調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認できる場合
- ③過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合
- ④事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合

